有床診療所一般病床初期加算及び救急・在宅等支援療養病床初期加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 有床診療所入院基本料を算定する診療所に係る事項 次の該当する項目に〇をつけること。

 在宅療養支援診療所であって、過去1年間に訪問診療を実施した実績がある。
全身麻酔、脊椎麻酔又は硬膜外麻酔(手術を実施した場合に限る。)の患者数が
年間 30 例以上である。
救急病院等を定める省令に基づき認定された救急診療所である。
「救急医療対策の整備事業について」に規定された在宅当番医制又は病院群輪
番制に参加している。
区分番号B001の「22」に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料を算定してい
る。
夜間看護配置加算1又は2を算定しており、夜間の診療応需体制を確保してい
る。
適切な意思決定支援に関する指針を定めている。

2 有床診療所療養病床入院基本料を算定する診療所に係る事項 次の事項に〇をつけること。

在宅療養支援診療所であって、過去1年間に訪問診療を実施した実績がある。

[届出上の注意]

1又は2において、〇を付した事項に係る実績を示す書類を添付すること。